

平成 21 年度 事業原簿 (ファクトシート)

平成 21 年 4 月 1 日 作成

平成 22 年 5 月 現在

制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援				
事業名称	エネルギー使用合理化事業者支援事業	コード番号：P98024			
推進部署	省エネルギー技術開発部				
事業概要	<p>エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取り組みに対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。</p> <p>既設の工場、事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるものを対象とする。なお、①省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた事業、②経団連環境自主行動計画等で位置付けられた事業、③積極的に公開された自社の自主行動計画に位置付けられた事業、④高性能工業炉の導入事業、⑤天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備の導入事業、⑥複数事業者連携事業、⑦大規模省エネルギー事業、⑧中小企業の省エネルギー事業、⑨民生（業務その他）部門の省エネルギー事業、⑩国土交通省等が認定する運輸関連事業を重点的に支援する。</p>				
	補助対象者：全業種				
	補助率				
		事業	補助率	補助金上限額	事業期間
	単独事業	1/3 以内	5 億円／事業	原則単年度事業 ※ただし、事業規模が大きい等により 1 年での実施が困難な事業であって、NEDOが必要と認める場合には、複数年にわたる事業とすることができる。	
	複数連携事業	1/2 以内	15 億円／年度		
	大規模事業	1/3 以内			
事業規模	事業期間：平成 10～23 年度 (単位：百万円)				
		～H20 年度 (総額実績)	H21 年度 (実績)	H22 年度 (予定)	合計
	予算額	179,559	36,036	24,010	239,596
	執行額	137,065	31,406	—	168,471
	平成 19 年度までは、未済繰越分を含み、平成 20 年度は補正予算分を含む。				
1. 事業の必要性					
<p>地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、2005 年 2 月、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書の発効により、我が国は 2008～2012 年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を 90 年比で 6%削減する義務を負うことになっている。</p> <p>産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーを進めることが必要とされている。本事業は、この一環として実施するものであり、事業者が更なる省エネ努力を行う場合に支援するものである。</p>					

2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応	
①目 標 本事業の実施により投資に対する一定の効果を定量的に実証し、支援プロジェクトの内容を広く普及することによって、産業部門及び運輸部門等における事業者の一層の省エネルギー努力を促すことで、それらの部門の2010年の省エネルギー目標量（原油換算5,890万klのうち、産業部門1,480万kl、運輸部門2,060万kl）の実効性を高める。	
②指 標	<ul style="list-style-type: none"> ・申請件数 ・採択件数 ・省エネ効果（万kl/年） ・費用対効果（万円補助金/kl） ・省エネ量達成率（省エネ量実績/省エネ量計画）
③達成時期：平成23年度	
④情勢変化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費の伸びが著しい運輸部門における省エネルギーの推進を図るため、平成17年度より国土交通省が認定する運輸関連事業に対する重点支援を実施しており、平成21年度も引き続き重点支援を実施する。 ・原油価格高騰の下、省エネルギー設備を導入し積極的に省エネルギー対策を実施しようとする事業者を支援するため、平成17年度より、農業関連としてビニールハウス用の省エネ型温風暖房機器等、漁業関連として漁船用高効率エンジンを補助対象として重点的に支援を実施しており、平成21年度も引き続き重点支援を実施する。 ・今年度より、事業の有効性・効率性の向上のため、省エネルギー目標（下限値）を設定した公募を実施する。それにより省エネ効果の高い設備導入を一段と加速することが期待される。 	
3. 評価に関する事項	
①評価時期 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度 ・中間評価：平成23年度 	
②評価方法（外部or自己評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法） <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度評価：内部評価を実施 ・中間評価：内部評価及び外部評価を実施 	

[添付資料]

- (1) 平成21年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱（略）
- (3) 平成21年度実施方針（略）
- (4) 平成21年度事業評価書

平成 21 年度 事業評価書

	作成日	平成 22 年 7 月 26 日
制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援	
事業名称	エネルギー使用合理化事業者支援事業	コード番号：P98024
推進部署	省エネルギー技術開発部	
0. 事業実施内容		
<p>エネルギーを使用して事業を行っている者が、更なる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取り組みに対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。</p> <p>既設の工場、事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるものを補助対象とする。なお、省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた事業、積極的に公開された自社の自主行動計画に位置付けられた事業、高性能工業炉の導入事業、天然ガス及び石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備の導入事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー事業、中小企業の省エネルギー事業、民生（業務その他）部門の省エネルギー事業、運輸関連事業、農水関連事業を重点的に支援する。平成 21 年度は 2 回の公募を行い、産業部門等で新規 124 件、運輸及び農水関連の認定関係で 180 件の総計で新規 304 件（省エネ効果（原油換算）26.7kl/年）を採択した。</p>		
1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）		
<p>エネルギー消費量の大きな産業部門においては、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、京都議定書における地球温暖化対策に向けより一層の努力を払うことが求められている。こうした中で、さらに省エネ設備・技術の導入を促進するためには、一定の補助を行うことが適切である。</p>		
2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）		
①手段の適正性		
<p>上記 1. で示した状況下の中で、さらに省エネ設備・技術の導入を促進するために、以下のとおり事業計画、実施体制の観点から効率性を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募、申請内容の確認、外部有識者で構成している審査委員会を経て交付決定される。必要に応じ省エネ量の根拠等はヒアリングにて確認している。 ・平成 17 年度より他省庁との連携事業として運輸関連（国交省）、漁業・農業関連（農水省）事業の追加・拡大を行っており、今年度も引き続き重点支援を行った。 ・事業終了後 1 年間の稼働状況の報告を求め、事業成果を一般へ広く公表する場として毎年成果発表会を実施した。 ・平成 21 年度より事業の有効性・効率性の向上のため、省エネルギー目標（営業所・事業所単位で 1% の削減）を設定した公募を実施した。 ・平成 21 年度に省エネ評価に関し、評価体制の整備を行うための準備を行った。 ・昨今の採択事業件数の増加に伴う年度末事務の効率化を図るために、事業完了時期の短縮を行っている。その一方で、事業者側の事業期間の確保を行うために早期の交付決定を目指し、平成 20 年度の交付決定時期より 2 ヶ月強短縮できたことにより、事業期間の確保が可能となった。 		

②効果とコストとの関係に関する分析

モニタリング指標：申請件数、採択件数、省エネ効果（万k1/年）、費用対効果（万円/k1）

年 度	～H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 ^{*4}	H21	計
申請件数*1	494	231	161	337	473	354	481	355	2,886
採択件数*1	272	111	65	314	399	331	385	304	2,181
件数*2	251	90	64	274	351	293	305	352	1,980
補助金額（億円）*2	245	103	110	139	187	144	206	413	1,547
省エネ効果（万k1/年） *3	56.6	24.7	33.9	36.5	26.4	22.9	34.2	55.4	290.6
費用対効果 （万円（補助金）/k1）	4.3	4.2	3.2	3.8	7.1	6.3	6.0	7.5	5.3

*1) 継続事業は含まない。

*2) 当該年度に省エネ効果が発生した事業数及び補助金額である。

なお、平成17年度から従来の産業関連の事業に加え、運輸関連等の事業が追加されている。

*3) 当該年度に発生した省エネ効果量（原油換算）である。

*4) 補正予算が含まれる。

- 平成21年度に省エネ効果を発揮する事業数は352件であった。これらの総事業費に対する単純投資回収年（総事業費/1年間に削減したエネルギーの評価金額）*6は概算で平均6.4年であり、補助率1/3を考慮すると事業者負担の投資回収年は平均4.3年となった。日本政策投資銀行が実施した調査（企業行動に関する意識調査に基づく分析）によれば、最近の国内設備投資の平均投資回収年数は3年～5年程度としていることを勘案すると、補助金に対する効果及び応分の受益者負担の観点より、適正であると判断される。

*6) $7.5 \text{ 万円/k1/年} \times 3 \text{ (補助率 } 1/3) / 3.5 \text{ 万円/k1} = 6.4 \text{ 年}$

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

成果発表会（平成10年度から19年度までの事業を実施済）で把握されている省エネ量達成率（省エネ量実績/省エネ量計画（目標値））は、概ね100%以上の達成となっており、良好な結果が得られている。

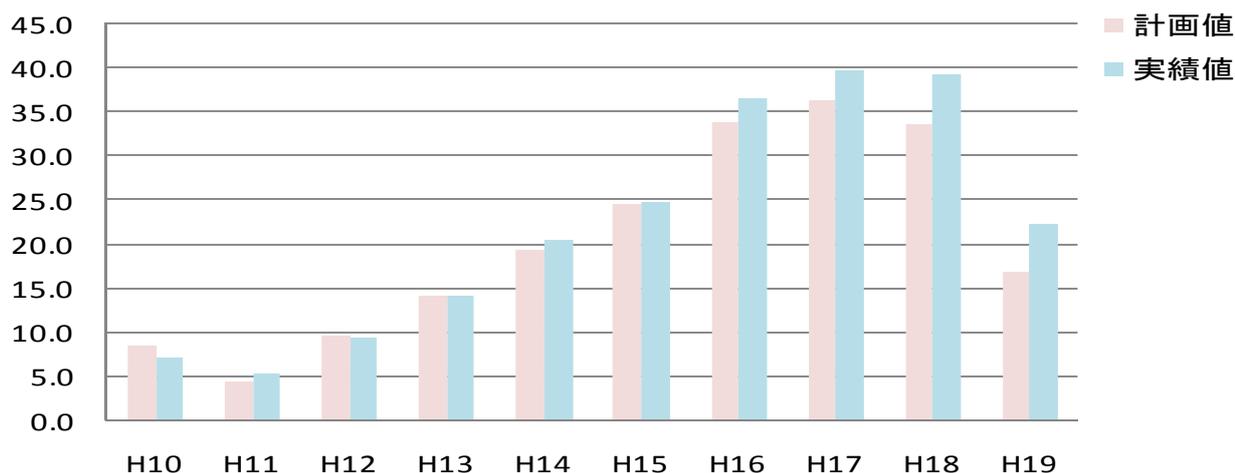
また、平成21年度新規採択案件（後年に発生する分を含める。）の計画値の合計省エネルギー量26.7万k1/年（約70万t-CO₂/年^{*}）についても、2010年の省エネルギー目標に対して確実に寄与することが見込まれる。

なお、平成10年度から平成21年度までの新規採択案件（後年に発生する分を含める）における合計省エネルギー量は、約370万k1/年（約965万t-CO₂/年^{*}）である。

※ 原油1k1当たりCO₂排出量を2.608t-CO₂として計算。

省エネ量の計画値及び実績値推移 (成果発表会結果)

(万kl)



- ・事業終了後1年間の稼働状況の報告を求め、事業成果を一般へ広く公表する場として成果発表会を実施したところ、約500人の参加を得ており、省エネルギー意識の向上に寄与している。また、産業、民生、運輸など分野を問わず、翌年度以降の公募に繋がることが期待され、更なる省エネルギーの普及に繋がるものと見込まれる。
- ・先端的な技術・設備や中小企業の取組に対する導入補助に重点化することなど、今後、支援対象を限定していくことが課題であると考えられる。

4. 優先度 (事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか)

特になし。

5. その他の観点 (公平性等事業の性格に応じ追加)

特になし。

6. 総合評価

①総括

- ・成果発表会(平成10年度から19年度までの事業を実施済)で把握されている省エネ量達成率(省エネ量実績/省エネ量計画(目標値))は、概ね100%以上の達成となっており、良好な結果が得られている。
- ・平成10年度から平成21年度まで新規採択案件(後年に発生する分を含める)における合計省エネルギー量約370万kl(約965万t-CO₂/年*)の達成が見込めるなど、大きな成果が得られている。

原油1kl当たりCO₂排出量を2.608t-CO₂として計算。

- ・平成21年度は、事業の有効性・効率性の向上のため、省エネルギー目標（下限値）を設定したこともあり、事業者に対するより一層の省エネ意識の向上を促した。
また、2回の公募を行い、昨年度に引き続き、中小企業の省エネルギー事業及び民生（業務その他）部門の省エネルギー事業の75件に対して重点支援を行ったことにより、支援対象の裾野が広がっている。
- ・全エネルギー消費量に占める産業部門のエネルギー消費割合は、依然として半分近くを占めていることに加えて運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しい現状をかんがみると、なお一層の努力を求められており、これを支援する本事業の継続は必須である。

②今後の展開

- ・平成22年度の公募に際しては、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて、政策的意義の高いものと認められる事業について支援を行うこととし、特に「先端的な設備・技術」や「中小企業の取り組み」に対し重点を置くこととする。
- ・京都議定書第一約束期間の6%削減の確実な達成に向けた短期対策として、複数事業者連携事業等により、産業部門における更なる省エネルギーが推進されるよう、また、エネルギー消費の伸びが著しい民生・運輸部門においては、実効性のある省エネルギー施策が推進されるよう導入普及事業を引き続き適切に実施することが必要である。